

令和3年3月5日 制定

社会福祉法人大樹町社会福祉協議会 ボランティア活動助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自主的で継続的なボランティア活動により地域福祉の推進を図ることを目的としたボランティア団体（以下「団体」という。）の活動に対し、ボランティア活動助成金（以下「助成金」という。）を交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 ボランティア活動助成事業（以下「事業」という。）の対象は次の通りとする。

- (1) 本会のボランティアセンターに登録している団体とする。
- (2) 自主的に会を運営し、計画的・継続的に活動を行っていること。
- (3) 事業計画は広く住民を対象としたものであること。
- (4) 営利、政治、思想及び宗教活動を目的としていないこと。

2 この事業の助成対象の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(活動及び助成金額)

第3条 助成金は上限を30,000円とし、対象経費については別表のとおりとする。

(助成金交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体は、ボランティア活動助成金交付申請書（第1号様式）に事業計画（第2号様式）・予算書（第3号様式）を添えて、本会会長に提出するものとする。

(交付決定及び助成金の交付)

第5条 会長は、前条による申請の提出があったときは、審査のうえ助成金の交付を決定し、交付決定書（第4号様式）を通知するものとする。

(実績報告)

第6条 交付決定を受けたボランティア団体は、指定する期日までに事業報告（第5号様式）・決算書（第6号様式）をセンターに提出しなければならない。

(助成金の返還)

第7条 会長は、助成金の交付を受けた団体等が次の各号に該当すると認めるときは、助成金の全額または、一部を取り消し、返還を命ずることができる。

(1) 虚偽申請や違反が発覚したとき

(2) 助成金を他の用途に使用したとき

(3) 団体等の活動が休止または解散等により、6か月以上の活動がなかったとき

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に決める

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

別表（第3条関係）

主な対象経費

対象経費	研修費	会場費、講師や専門家に対する謝礼、旅費・交通費等
	消耗品費	文房具、コピー用紙などの事務用品、材料
	印刷製本費	広告宣伝費、チラシ・ポスター印刷費など
	備品購入費	団体構成員だけでなく、構成員以外の参加者が使用できるもの
	通信運搬費	事業に係る郵便等の通信費、新聞折込料等
	使用料・賃借料	事業等に係る会場使用料、機材・機器等の賃借料等
	その他事業費	上記以外で事業実施に必要不可欠であると会長が認めたもの
対象外	所属会員にかかる飲食費用、領収書等で支払ったことを明確にできないもの	